

2 1アール(100 m²)から始められる農業へ

小規模農地などの有効利用を図る

磐田市は、担い手農業者への農地貸付実績では県内トップクラスですが、小規模農地は不効率なため農地貸付が進んでいない状況です。

そこで、荒廃化が危惧される小規模農地の有効利用を図るとともに、新たな担い手による農地利用を促進するため、本市独自の基準として、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定（貸借契約）による小規模特例制度を創設します。

1 制度の概要

① 対象者

次のいずれかの経験を有し、かつ、生産した農作物の販売を目指す方

- 市民農園や家庭菜園などの栽培経験
- 農業研修の受講経験
- 農業実習のある教育機関や専門学校の在籍経験

② 権利設定できる農地

- ・農地面積が1アール以上10アール未満であること
- ・「人・農地プラン」の中心経営体としての営農活動に支障が生じないこと

③ 利用権の設定期間(貸借期間)

- ・3年

④ その他

- ・借入農地を適正に利用していない場合には、設定された利用権を解除する
- ・制度利用者に年1回の利用状況報告書の提出を義務付ける

2 期待される効果

- ・農地銀行登録農地の有効利用
- ・農地利用の裾野の広がりによる、耕作放棄地の発生抑制や解消
- ・兼業等による新たな農業の担い手の確保や育成

3 スケジュール

令和4年

1月～3月	基準創設について市民へ周知
4月1日～5月13日	小規模特例による利用権設定の受付
6月上旬	農業委員会地区審査会で、小規模特例申請者と意見交換
6月中旬	農業委員会総会で、利用権設定を審議・決定
7月1日	小規模特例による農地利用スタート